

平成23年度 大学の世界展開力強化事業構想の概要【キャンパス・アジア中核拠点形成支援】

大学名	名古屋大学
構想名称	東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成
相手大学等名 (国名)	中国人民大学法学院(中国)、清華大学法学院(中国)、上海交通大学凱原法学院(中国)、成均館大学法学専門大学院および社会科学部(韓国)、ソウル国立大学法科大学(韓国)

【構想の目的及び概要】

現在、経済的・文化的に非常に強く結び付いている日中韓三ヶ国は、将来に向けてさらにその連携を深めていくとともに、アジア全域に対して共同して指導力を発揮していくことが求められている。そのために重要なのは、政治・経済・外交的な連携の基礎となる社会的インフラストラクチャ、なかでも法を共有するとともに、それを三ヶ国で協調して運用することのできる人材を育成することである。また、ここで共有される法は、アジアにおける法の現状と理念を反映したものである必要がある。そこで本構想では、**東アジアのユス・コムーネ(共通法)の形成**を目的として、①日中韓の法・政治・社会の現状に関する知識とその運用能力を持ち、**共通法の形成に積極的に参画しうる人材**、②共通法形成の基礎となる**法情報・法令用語の共有化に向けた新しい比較法学を担う人材**の育成、③その成果を他のアジア諸国(特に体制移行国)の法発展に応用し、**法整備支援を通じて新たな法の形成・運用を支援しうる人材**を養成することを目的とする。

【背景】①世界的に進行しているグローバリゼーションは、経済的側面にとどまらず、その基盤となる法制度の統一・共通化を要請している。すでに欧州では欧州人権条約やEU消費財売買指令といった形で、民商法領域に留まらない**ユス・コムーネ形成**が進展してきた。東アジア地域においてもこの動向に応える必要があるとの声は、次第に強まっている。だがその際に留意すべきなのは、法や人権のあり方が世界的に統一的なものなのか、一定の地域性を持ったものかという点である。欧米的理解とは一線を画した「アジア的人権」論が1990年代以降のアジア諸国で主張されたように、**社会の現実や文化・伝統法のあり方**に大きな差異があることを考えれば、この地域に適した**アジア的な法概念の可能性**を、人権保障のあり方を含め、真剣に検討する必要がある。

②その際、日中韓の東アジア諸国がいわゆる「漢字文化圏」に属することは重要である。欧米起源の法体系を受容するにあたっては、明治維新以降の日本による翻訳作業が中国・韓国の法令用語に大きな影響を及ぼしてきた。無論、歴史的経緯やその後の発展により同じ起源を持つ語であってもその意味が異なるようになった事例も多く存在するが、情報科学の知見を活用して**法情報データベースを構築**することにより、**法令用語の共通化**やそれを基礎とした**ユス・コムーネの形成が急速に進歩する**可能性がある。

③また、三ヶ国を囲むベトナム・カンボジア・モンゴル・ウズベキスタンなどアジアの体制移行国に対しては、日本・韓国が法整備支援を行なってきており、近年では中国もそこに加わっている。当然ながら、法整備支援という事業を成功させるためには、被支援国の**法文化や現行法に対する深い理解が必要**である。日中韓の研究者が共同して、アジア諸国の法・政治をめぐる過去と現在について本格的に調査・研究し、その成果を若い世代へと還元していくことは、三ヶ国にとどまらず広くアジア諸国にとって重要な意味を持ち得る。

【具体的構想】これらの課題はいずれも、一朝一夕に解決可能なものではない。長期にわたる努力を支えるためには、**継続的な学生相互交流を含む、本格的な人材教育交流が必要**である。本構想では、**日中韓各大学の法学部・社会科学系学部による共同の教育を進めることにより**、三ヶ国およびアジア地域において将来的に**法曹・研究者・公務員(国際・国家・地方)・企業人として活躍することのできる人材を**、主として学部レベルにおいて育成することを目指す。

具体的には本プロジェクトに参加する**優秀で意欲のある学生を1年次教育の終了時に選抜し**、2・3年次に共通カリキュラムによる教育を進める。まず2年前期には各国での準備作業として**自国の政治・法体系について学修するとともに、外国語能力を強化する(英語のレベルアップ+中国語・韓国語初歩(日本の場合))**。2年後期～3年次には各大学へ留学し、共通講義を受講する。**コアカリキュラムとして**、①**各国の法・政治に関する入門講義**、②**社会科学的素養と国際社会への視野を養うための世界を対照とした比較法・政治を扱う講義**、③**社会科学分野に特化したものを含めた語学科目を設定する(各大学で3分野×2科目×2単位=12単位)**。また、各大学で開講されている英語による授業等への出席も認める。

規模としては、毎年本学から**中国の大学へ5名、韓国の大学へ5名の計10名を派遣**する。また、**中国・韓国の大学からそれぞれ5名、計10名の学生を受け入れる**。コアカリキュラム以外も含め、相互の授業は**単位の相互認定が可能となるように制度化**する。また、本構想の中心は学部学生の教育に置かれるが、**付属的プログラムとして各国の法科大学院学生・大学院生の部分的参加を認める**。これにより、これまでは難しかった大学院水準の学生たちについても、交流の機会を促進する。

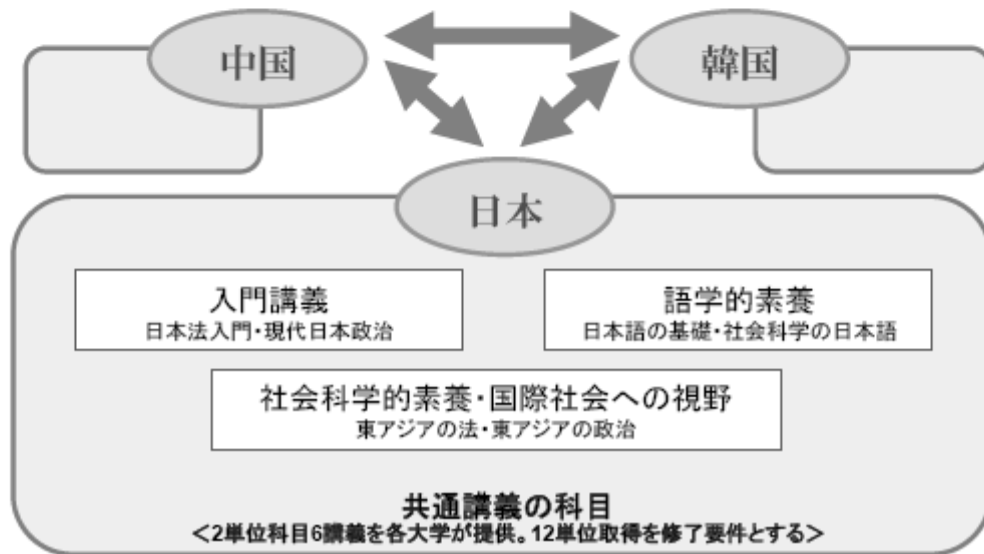
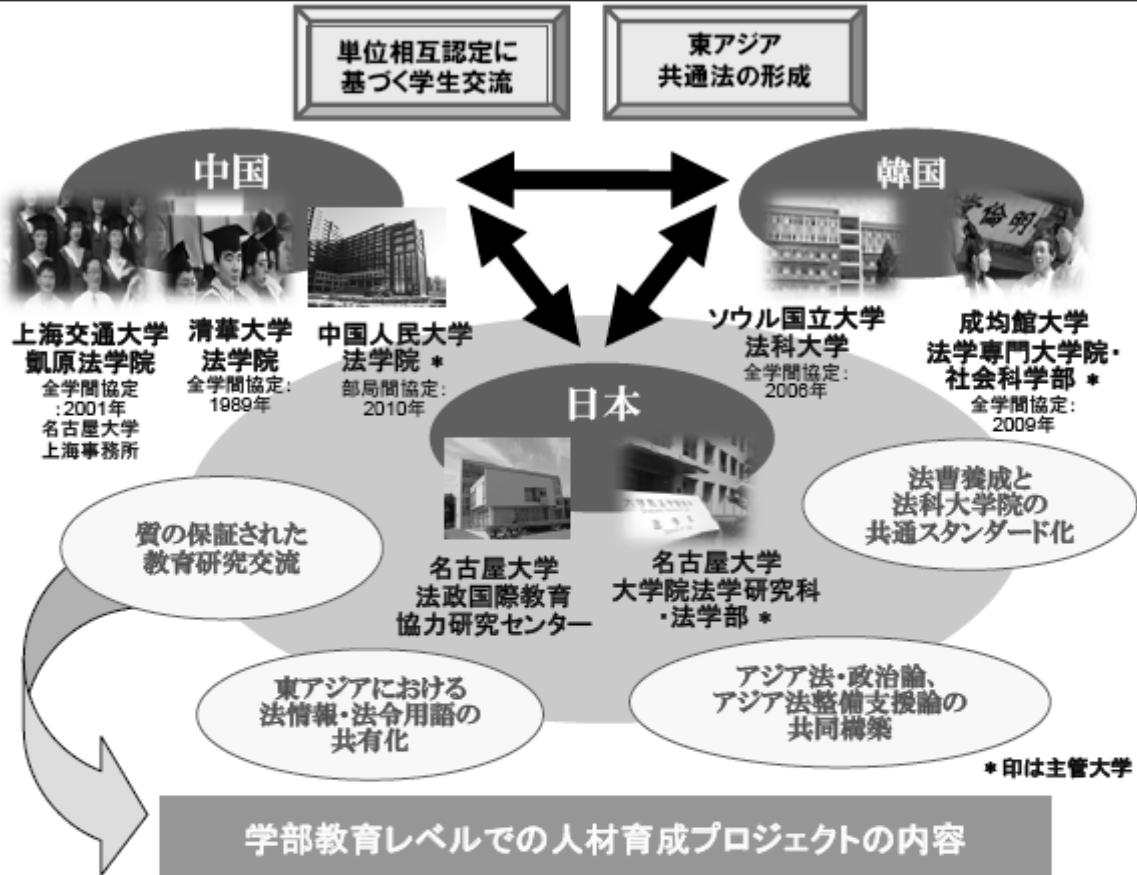
本構想は、名古屋大学大学院法学研究科・法学部および名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)が1990年代より開始した**アジア諸国に対する法・政治研究、法整備支援事業の膨大な経験の蓄積**によって、はじめて可能となるプロジェクトである。

[構想の概念図]



名古屋大学大学院法学研究科・法学部  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)

東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた  
法的・政治的認識共同体の人材育成



平成23年度 大学の世界展開力強化事業 審査結果表

大 学 名	名古屋大学
タ イ プ	A-I
構 想 名	東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成
<p>〔評価コメント〕</p> <p>東アジアの『漢字文化圏』における法概念を核にした認識の共有を図り、それを基にしたアジア域内による法律家の育成を目的とする意義深い取り組みである。これまでも留学生の受け入れ、当該分野の留学生教育について実績があり、本事業の着実な実施に期待が持てる。</p> <p>なお、学部教育を中心とするには、専門性という観点から疑問が残る。大学院教育との関連をより明確にし、卒業生の進路との整合性を持たせることが望まれる。</p>	